平成２１年（フ）第６７９号
京都府八幡市男山弓岡５番地　B11―308
債務者　堤　加代子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７４１号
京都市山科区勧修寺閑林寺47番地１　シベール勧修寺503
債務者　小野井豊廣
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
京都市山科区勧修寺閑林寺47番地１　シベール勧修寺503
債務者　小野井美幸
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
京都市下京区西七条東御前田町13番地　シャリマー五条703号
債務者　林　　一美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７９０号
京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町４番地
債務者　北川　美穂
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８２０号
京都府八幡市男山香呂１番地　A26―201
債務者　山下　浩志
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８４１号
京都府宇治市小倉町堀池18番地の21
債務者　四至本恵子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
京都市北区衣笠開キ町５番地、登録原票上の居住地京都市北区衣笠東開キ町５番地
債務者　菊池こと　呉　　良子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地29―503
債務者　大和田　学
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８５４号
京都市北区西賀茂大深町56番地
債務者　小西　正浩
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８９０号
京都府向日市鶏冠井町沢ノ西18番地の１　藤田グリーンハイツ206号室
債務者　福井　圭子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０００号
京都市伏見区両替町１丁目407番地１
債務者　中川冨美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
広島県呉市安浦町内海南４丁目12番16号
債務者　岩土　良光
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１０８号
広島県江田島市大柿町小古江1456番地５
債務者　前坂　　登
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１１号
広島県呉市宮原７丁目３番35号
債務者　中村　信人
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１２号
広島県呉市本通１丁目１番１―1201号
債務者　平山久美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１２号
山口県下関市伊倉本町17番30号
債務者　前田　知則
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係